2022年5月9日付の民法改正施行に伴い、P.16「B.注意喚起情報」の記載が以下のとおり変更となります。

賃貸入居者総合保険ハッピーワン B.注意喚起情報 新旧対照表

【版番号:H-P-012】 新 【版番号:H-P-013】

旧 【版番号 1.クーリングオフについて

| クーリングオフのお申し出方法

ご契約を申し込まれた日または本書面を受領した日のいずれ か遅い日から8日以内(消印有効)(以下「クーリングオフ 締切日」といいます。)までであれば、クーリングオフを行うことができます。クーリングオフされる場合はクーリング オフ締切日までに当会社に郵便にてご通知ください。

||ご涌知いただく事項

クーリングオフのお申し出をされる場合は、次の必要事項を ご記入のうえ、ハガキまたは封書で郵便にてご通知くださ

- (1) 契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- (2) ご契約を申し込まれた方の住所、署名・押印(シャチ ハタを除く)、電話番号(ご連絡先)
- (3) ご契約を申し込まれた日の年月日
- (4) ご契約を申し込まれた保険の保険種類および申込書管 理番号または証券番号
- (5) ご契約を取り扱った代理店名
- ◆ 宛先: 〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町1-9-26 ルーシッドスクエア船場9階

- ご注意

- ・ご契約を取り扱った代理店では,クーリングオフを受け付け ることはできませんのでご注意ください。
- ・すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、これを知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、クーリングオフの効力は発生せず、保険金は支払われてご契約は有効に存続するものとします。
- ・クーリングオフをされた場合には、すでにお払い込みいただいた保険料は、すみやかにお客様にお返しいたします。 また、当会社および当会社代理店はクーリングオフをされたことによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。

I クーリングオフのお申し出方法

ご契約を申し込まれた日またはクーリングオフに関する書面もしくは電磁的記録を受領した日のいずれか遅い日から8日以内(書面の場合は消印有効)(以下「クーリングオフ締切日」といいます。)までであれば、クーリングオフを行うことができます。クーリングオフされる場合はクーリングオフ締切日までに当会社に郵便もしくは電磁的記録にてご通知ください。

||ご通知いただく事項

<ハガキまたは封書の場合>

クーリングオフのお申し出をされる場合は、次の必要事項をご記入の上、ハガキまたは封書にてご 涌知ください。

- ①ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- ②ご契約を申し込まれた方の住所、署名、押印(シャチハタを除く)、電話番号(ご連絡先)
- ③ご契約を申し込まれた日の年月日
- ④ご契約を申し込まれた保険の保険種類および契約番号または証券番号
- ⑤ご契約を取り扱った代理店名
- ◆宛先:〒541-0056大阪府大阪市中央区久太郎町1-9-26 ルーシッドスクエア船場902
- <電磁的記録の場合>

クーリングオフのお申し出をされる場合は、次の必要事項をご記入の上、当社ホームページまたは 電子メールにてご通知ください。

- ①ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- ②ご契約を申し込まれた方の住所、氏名・電話番号またはメールアドレス
- ③ご契約を申し込まれた日の年月日
- ④ご契約を申し込まれた保険の保険種類および契約番号または証券番号
- ⑤ご契約を取り扱った代理店名
- ◆当社ホームページの「お問い合わせフォーム」またはinfo@a1-ssi.comからご通知ください - ご注意-
- ご契約を取り扱った代理店では、クーリングオフを受け付けることはできませんのでご注意ください。
- ・すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、これを知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、クーリングオフの効力は発生せず、保険金は支払われてご契約は有効に存在するものとします。
- ・クーリングオフをされた場合には、すでにお払い込みいただいた保険料は、すみやかにお客様にお返しいたします。また、当社および当社代理店はクーリングオフをされたことによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。